

消費生活の豆知識 その100 「保険金を使って住宅を修理」という勧誘に注意!

事例

訪ねてきた業者に「自然災害などで家屋に壊れたところがあれば、損害保険で自己負担なく修理できる」と言われた。大雪でペランダの屋根がゆがんだことを伝えると、「調査員を手配する」と言うので、申込書にサインをした。後で申込書をよく見ると、「保険金額が見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手料を払う」と書かれていた。手数料の話は全く聞いていないし、不

審なので申し込みをやめたい。

「保険金を使って住宅を修理しませんか?」という来訪をきっかけにトラブルになったという相談が増加しています。

消費者へのアドバイス

●自然災害による住宅の修理で「保険金が使えない」と勧誘されても、実際にいくら支払われるのか、そもそも保険金が支払われるのかどうかは分かりません。まずは加入している保険の契約内容を確認し、契約して

いる保険会社等に相談しましょう。

●「自己負担はない」と勧誘されても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうかは分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

●訪問してきた業者との契約は、クーリングオフの対象となる場合があります。

●困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター ☎224・6162
☎222・5454

●消費者カレッジ「親子LED工作教室」自分だけのランプを作ろう」
講師：パナソニック(株)エコソリューションズ社・畠健志さん 日時：8月22日(木)午後2時～4時 会場：ウエスタ川越 市民活動・生涯学習施設
対象：市内在住の小学生と保護者 定員：先着20組 経費：800円 申し込み：8月1日(木)午前9時から電話・ファクスで消費生活センター

どうしよう?と思ったら

市民相談案内

市民のしおり42～48ページに相談窓口の詳しい案内を記載しています。なお、8ページでお知らせしている2019年版市民のしおりでは、44～50ページに記載しています。

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康	健康づくり支援課 ☎229-4125
不妊・不育症	健康管理課 ☎229-4124
医療安全に関する相談	保健総務課 ☎227-5101
人権	さいたま地方法務局川越支局 ☎243-3824
高齢の方(虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害のある方	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害のある方への虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	市民相談室(ウエスタ川越3階) ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎238-6702
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎238-6700
外国人市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

労働相談をご活用ください

雇用支援課
☎238-6702

勤労者・事業主から、会社でのトラブルや労務管理について、社会保険労務士による相談を受け付けています。会社でのトラブルにどう対応すればいいかわからない勤労者や、労務管理や法令手続き、従業員とのトラブルで悩んでいる事業主・会社の労務担当者などは、ぜひご利用ください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。なお、就職活動の相談については、しごと支援センター(ウエスタ川越5階)で受け付けています。

相談日時…原則第1・第3火曜日、午後5時30分～7時45分

会場…ウエスタ川越 埼玉県川越地方庁舎